

## 運営指導による指摘事項の具体的事例(令和 6 年度)

サービス種別:居宅介護支援

| 項 目       | 指 摘 内 容                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営基準      | 重要事項説明書と運営規定で交通費の記載について相違があったため、整合性をとること。                                                |
| 介護給付費(加算) | 入院時情報連携加算について、入院先に提供する利用者に係る必要な情報として、サービスの利用状況を提供していなかったケースが確認されたため、サービスの利用状況も提供すること。    |
| 計画作成関連    | モニタリングについて、実施の記録は確認できたものの、評価の記載が確認できないケースがあった為、居宅サービス計画の実施状況等の把握だけでなく、介護支援専門員の評価も記載すること。 |
|           | 居宅サービス計画の長期目標、短期目標の期間が同期間であるケースが確認された為、適切な期間とすること。                                       |

サービス種別:総合事業第1号訪問・通所

| 項 目    | 指 摘 内 容                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 運営基準   | 運営規定及び重要事項説明書において、サービス提供時間、交通費の記載について相違があったため、整合性をとること。                  |
|        | 重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていないため、記載すること。                          |
|        | 運営規定について、従業者の職務内容が記載されていないため、記載すること。                                     |
|        | 重要事項説明書において、事故発生時の対応方法に記載の市町村窓口、苦情申立窓口に通常の事業実施地域である八幡市の介護保険担当課窓口を記載すること。 |
|        | 運営規定と重要事項説明書で営業費の記載について相違があったため、整合性をとること。                                |
|        | 重要事項説明書および苦情処理について、原則としてウェブサイトに掲載すること。                                   |
| 業務継続計画 | 災害に係る業務継続計画において、計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行ったことが分かるように、作成日を記載すること。        |